第１回実証研究連絡会

日時　令和５年６月７日（水）
１３：３０～１５：００
会場　県立図書館サークル活動室

会 議 次 第

１　開　　会

２　挨　　拶

３　委員紹介（自己紹介）　(13:36～13:40)

４　事業説明等　(13:40～13:55)

５　協議・報告
（１）４市町からの状況報告について　(13:55～14:40)
【学校部活動の地域移行等向けた実証研究】
〇玉野市
〇備前市
〇早島町
〇和気町

（２）地域移行支援アドバイザーについて　(14:40～14:55)

６　そ の 他　(14:55～14:58)

７　閉　　会

実証研究連絡会設置要綱

（目的）

第１条　モデル校（自治体）における「学校部活動の地域移行等に向けた実証事業」等に取組み、全県的に波及可能な好事例となる体制構築に向けて、情報共有等を行うため、実証研究連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

（１）学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の在り方に関すること

（２）関係機関との連携に関すること

（３）前２項のほか、第１条の目的を達成するため、必要とされる事項に関すること

（委員）

第３条　連絡会は、２０名以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次の中から教育長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）中学校長会

（３）中学校体育連盟

（４）スポーツ団体

（５）中学校文化連盟

（６）文化団体

（７）関係市町村行政職員

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和６年３月８日までとする。

２　委員に欠員が生じた場合、必要に応じて代わる委員を選出することとし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（委員長）

第５条　連絡会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

２　委員長は、連絡会を代表し、会議を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　連絡会は、年３回程度開催する。

２　会議では、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第７条　連絡会には、必要に応じ部会を設置することができる。

（庶務）

第８条　連絡会の庶務は、岡山県教育庁保健体育課及び生涯学習課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　　則

この要綱は、令和５年５月１６日から施行する。

実証研究連絡会委員

任期R6.3.8まで(敬称略)

	氏　名	職　　名　　等	備　　考
1	髙岡　敦史	岡山大学大学院教育学研究科准教授	
2	寶藏　光辰	玉野市教育委員会社会教育課　課長	
3	土田　健太	玉野市教育委員会社会教育課　主幹	
4	東田　隆哉	備前市教育振興部小中一貫教育課　主査	
5	山本　敏博	備前市文化スポーツ部地域移行課　課長	
6	吉見　一成	早島町教育委員会　生涯学習課　課長	
7	赤堀　恵一	早島町教育委員会　学校教育課　係長	
8	大河原崇視	和気町教育委員会　学校教育課　課長代理	
9	石野　和紀	和気町教育委員会　学校教育課　主事	
10	小島　　亨	岡山県中学校長会　副会長	
11	那須　拓孝	岡山県中学校体育連盟　会長	
12	山江　健太	公益財団法人岡山県スポーツ協会　主事	
13	國富　聖子	岡山県中学校文化連盟　会長	
14	小原　敏彦	岡山県中学校吹奏楽連盟　会長	
15	中西　　健	岡山県文化連盟　事務局長	

（事務局）

1	片岡　敏行	岡山県教育庁保健体育課長	
2	神田　尚美	岡山県教育庁保健体育課副課長	
3	山下　丈晴	〃　　総括副参事	
4	吉山　隆志	〃　　指導主事（主幹）	
5	宮崎　准二	〃　　指導主事（主幹）	
6	滝澤　幸隆	岡山県教育庁生涯学習課長	
7	國分　優子	岡山県教育庁生涯学習課総括副参事	
8	石川　雄大	〃　　社会教育主事（主任）	
9	緒方　清美	岡山県環境文化部スポーツ振興課総括参事	
10	川藤　圭一	岡山県環境文化部スポーツ振興課主任	
11	岸本　真治	岡山県環境文化部文化振興課総括参事	

第１回実証研究連絡会　座席表

サークル活動室１・２

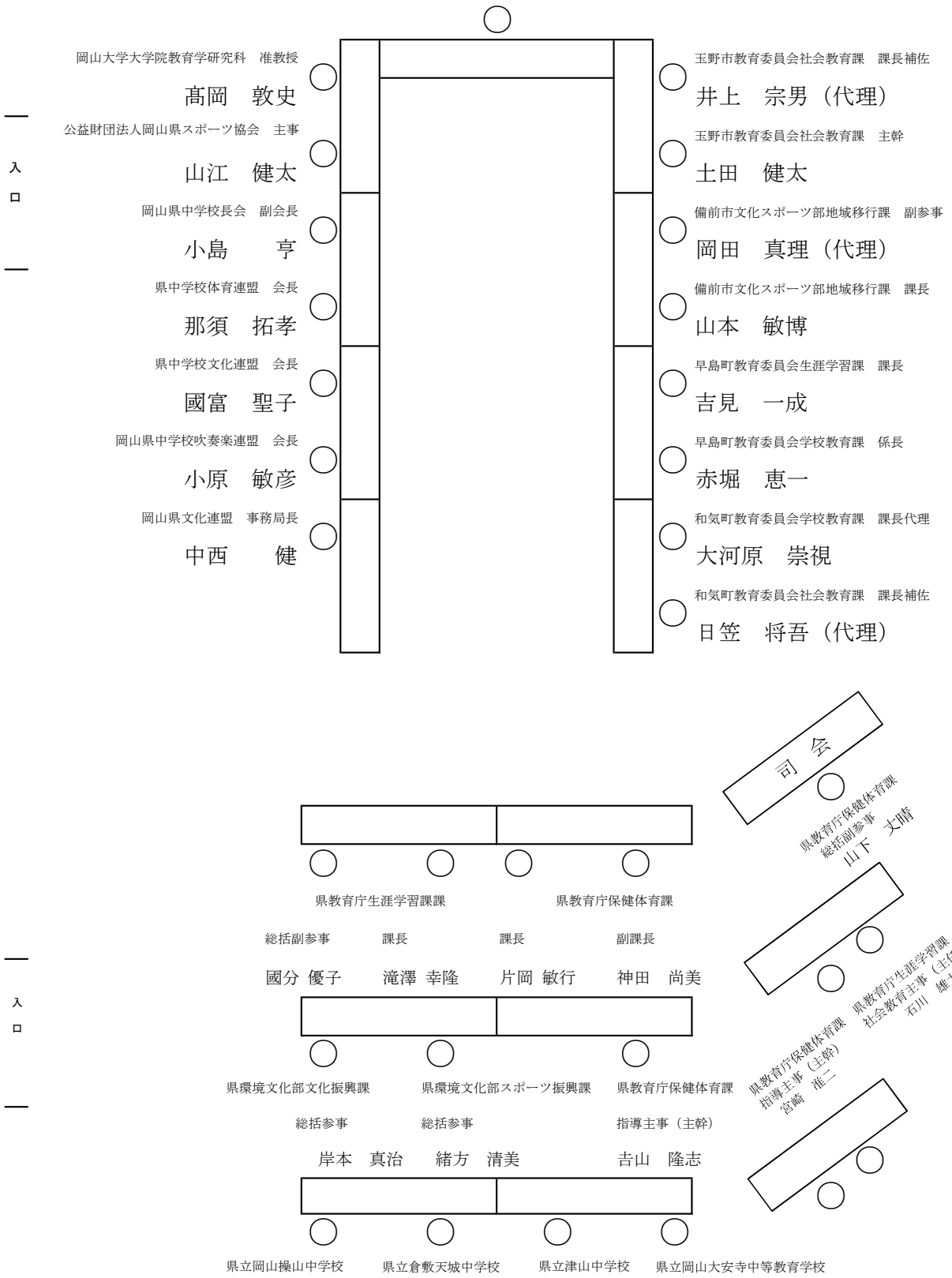

【事業説明①】

学校部活動の地域連携・地域移行について

1　背　景

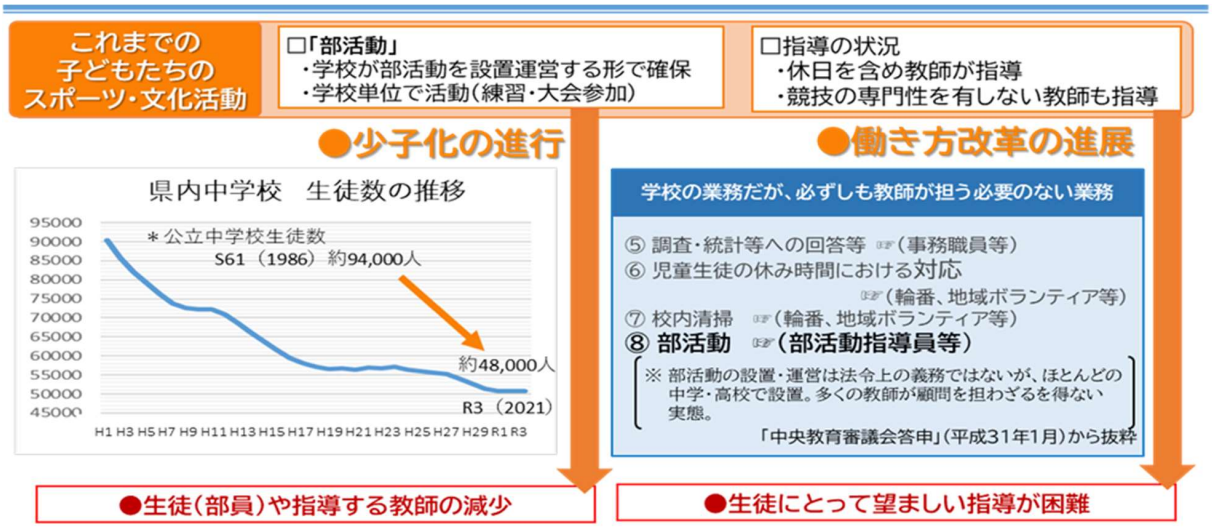

■これまでと同様の部活動（学校単位、教師が指導を担う等）の維持・継続が困難

→子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむ機会が大きく減少

2　国の動き・方針

令和２年９月 ＜スポーツ庁・文化庁 事務連絡＞

○少子化の進行と学校の働き方改革等を踏まえ、令和５年度以降、中学校の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しないこととする。

令和４年６月（運動部）、８月（文化部） ＜部活動の地域移行に関する検討会議 提言＞

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する。

○目標時期については、（中略）令和７年度末を目途とすることが考えられる。

令和４年 12 月 ＜学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン＞

○休日部活動の地域移行　→　休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

○令和５年度から令和７年度を「改革集中期間」とする。→「改革推進期間」

○地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の地域移行の実現を目指す。

3　岡山県教委のこれまでの動き

平成 30 年～

○中学校における部活動指導員の配置

令和３・４年度

○国の実践研究事業の実施

○地域移行に係る諸会議の開催

令和４年度

○地域移行説明会の開催

○地域移行支援コーディネーターの派遣

４　課　題

令和４年度までで明らかになった主な課題

	主な課題	内　容　等
1	関係者の理解	・「学校部活動の地域移行」についての理解 市町村、学校、生徒、保護者、関係団体（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）、スポーツ推進委員等の関係者との共通理解 ・各市町村における地域スポーツ・文化担当部署と教育委員会等との連携
2	実施主体の確保	・地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備充実 ［実施主体（受け皿）となり得る地域におけるスポーツ団体等］ 「スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、 競技団体に登録しているチーム、文化芸術団体、 新たな団体の設立、企業や大学との連携　など」
3	指導者の質の保障、 量の確保	・地域におけるスポーツ・文化芸術活動の指導者の確保 ・指導者研修（体罰、ハラスメント等の根絶）の実施 ・指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）
4	施設の確保	・学校施設の利用・管理（鍵の管理等）
5	大会の在り方	・参加資格の見直し ・大会引率や運営に係る教師の負担の軽減
6	費用負担（指導者の 謝金、運営費、保険）	・保護者等の理解 ・経済的に困窮する家庭の生徒への支援
7	危機管理（安全確保等）	・緊急時の連絡体制（個人情報の扱い）

５　県の今後の方向性

地域や学校の実情に応じて、できるところから休日の部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を推進する。

令和５年度「部活動の地域移行」推進事業スケジュール（予定）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体の動き				４市町へ訪問	第１回実証研究連絡会 第１回県立中学校等連絡会		４市町・県立中等へ訪問予定	第２回実証研究連絡会	４市町・県立中等へ訪問予定			第３回実証研究連絡会	第２回県立中学校等連絡会 実証研究成果発表会	
市町村教委			モデル校での実証研究											
			【主な取組み事項】・運営主体の確保　・人材の確保　・兼職兼業の体制整備　・財源の確保　・スポーツ担当部局等との連携　・学校体育施設等の活用　等											
県立中学校等			各校による連絡会（適宜開催）											
			【主な取組み事項】・方向性の確認　・学校での部活動の明確化　・指導者や活動の場の確保　・市立中学校との連携　・高校との連携　等											
モデル校	部活動の地域移行に向けた実証事業	玉野市	・協議会① ・部活動地域移行推進チームの結成	・実証事業年間計画の協議	・協議会② ・年度を通じての合同部活動の検証	・総合型レクレーションクラブイベント	・協議会③	・指導者研修体制の構築	・協議会③		・協議会⑤	・教員、保護者等へのアンケート調査	・協議会⑥	
							協議会を通して、可能な種目から随時、地域クラブの立ち上げや総合型地域スポーツクラブでの中学生の受け入れを行う。							
		備前市	・検討会議① ・関係団体ヒアリング				・検討会議② ・関係団体ヒアリング	・地域指導者向け研修会 ・兼職兼業に係る説明会	・地域スポーツクラブ活動の活動開始（陸上競技、剣道、サッカー、アーチェリー）	・検討会議③	・地域指導者向け研修会 ・兼職兼業に係る説明会	・教員、保護者等へのアンケート調査	・市の交流イベント（スポーツ教室） ・検討会議④	
		和気町	・中学校部活動顧問とクラブ指導者の顔合わせ ・指導者派遣 ・検証委員会① ・地域クラブ活動開始（軟式野球）→随時視察	・生徒・保護者等への実施前アンケート調査	・地域部活動指導者向け研修会① ・町広報誌による実証事業の町民への啓発①		・検証委員会② ・地域部活動指導者向け研修会②		・地域部活動指導者向け研修会③ ・町広報誌による実証事業の町民への啓発②	・生徒・保護者等への中間アンケート調査	・地域部活動指導者向け研修会④	・生徒・保護者等への実施後アンケート調査 ・検証委員会③	・町広報誌による実証事業の町民への啓発③	
		早島町	・地域指導員等による指導開始 ・保護者への説明	・スポーツ少年団指導者連絡協議会	・地域移行に向けての協議会の設置	・地域移行協議会①	・文化団体との打ち合わせ		・スポーツ少年団指導者連絡協議会 ・文化団体との打ち合わせ	・来年度に向けた地域人材の確保、費用負担の在り方について	・部活動指導員コンプライアンス研修会 ・施設開放条例制定 ・地域移行協議会②		・事業検証	
実証研究連絡会				連絡会① ・R5事業計画等				連絡会② ・事業検証 （中間まとめ）				連絡会③ ・事業検証 （事業まとめ）		
県立中学校等連絡会				連絡会① ・各校の取組状況の共有 ・今後の方向性									連絡会② ・事業検証　等	
地域移行支援アドバイザー				アドバイザー委嘱	随時、拠点校及び市町村の支援									
県環境文化部の事業					意見交換会									

【事業説明②】

スポーツ庁・文化庁の委託事業「部活動の地域移行等に向けた実証事業」

1　事業概要

休日の部活動の地域移行について、地域の実情を踏まえ、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や指導者の確保、費用負担の在り方など、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備充実に向けた課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実証事業を実施する。

2　県予算

運動部（スポーツ庁）関係　9,245,697 円
文化部（文化庁）関係　　1,414,300 円

3　スキーム

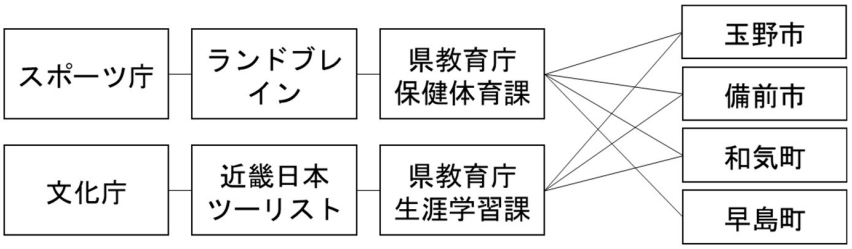

4　必須の取り組み内容

○関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
- 関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組
- コーディネーターに関する取組
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
- 責任の主体の明確化に関する取組

○指導者の質の保障・量の確保
- 人材の発掘・マッチング・配置に関する取組
- 研修、資格取得促進に関する取組
- 安全・安心な活動の実施に関する取組
- 平日・休日の一貫指導に関する取組

○関係団体・分野との連携強化
- 体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化施設・教育施設、大学、企業等との連携に関する取組
- 地域公共交通との連携に関する取組
- まちづくりとの連携に関する取組

○参加費用負担の支援等
- 困窮世帯への支援に関する取組
- 費用負担の在り方に関する取組

５　留意事項

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。
- 地域クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源から支出したりするなど、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。
- 活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が正しく認識した上で実施すること。

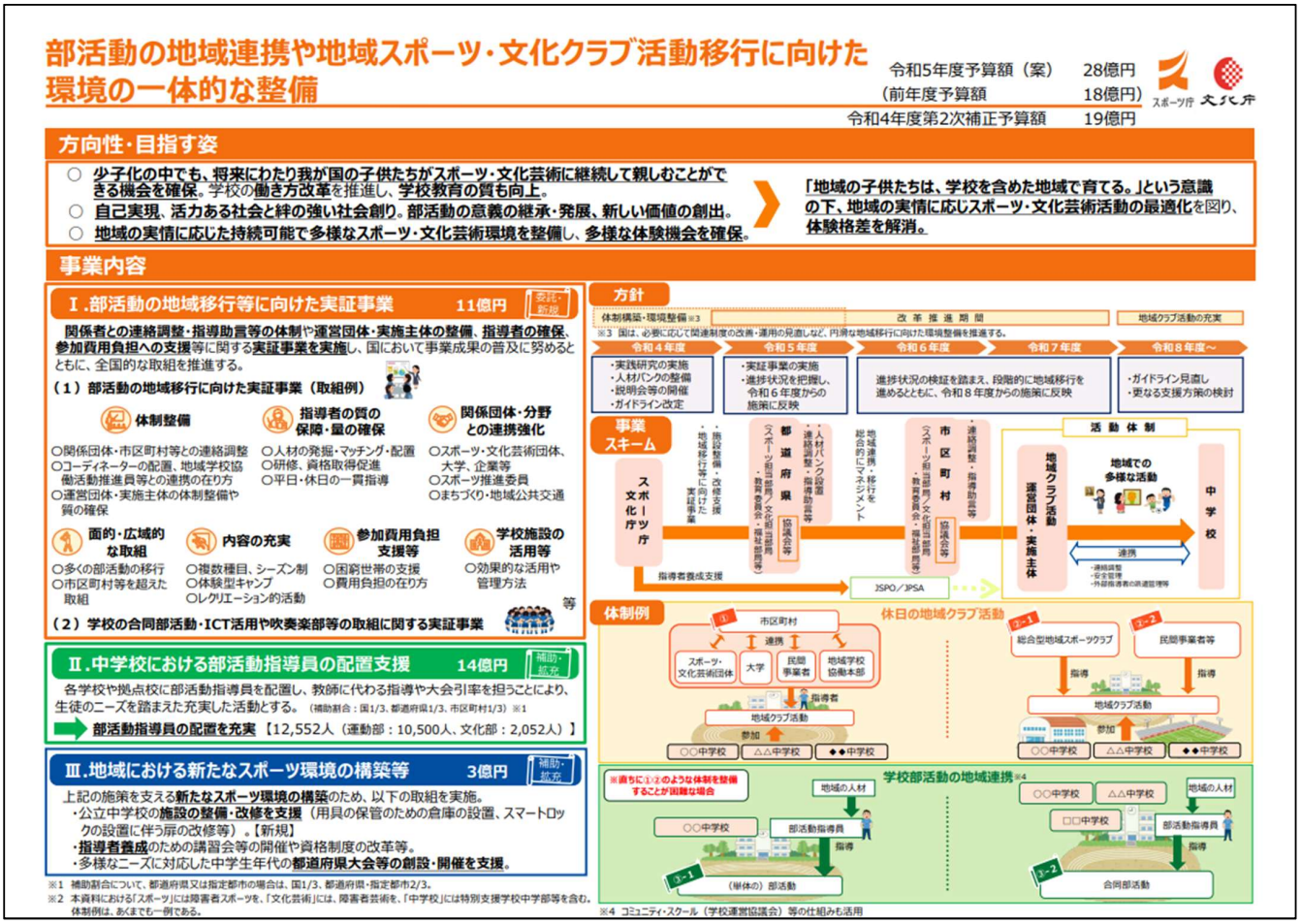

令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）実施予定先一覧

【運動部活動の地域移行に関する実証事業】

＜都道府県＞

○北海道（20 市区町村）
由仁町、岩内町、余市町、安平町、厚真町、伊達市、登別市、厚沢部町、旭川市、鷹栖町、中川町、留萌市、初山別村、天塩町、北見市、網走市、遠軽町、音更町、中礼内村、足寄町

○青森県（２市区町村）
むつ市、三戸町

○岩手県（５市区町村）
盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村

○宮城県（２市区町村）
白石市、角田市

○秋田県（４市区町村）
羽後町、大仙市、大館市、能代市

○山形県（25 市区町村）
山形市、上山市、山辺町、中山町、寒河江市、西川町、村山市、東根市、尾花沢市、新庄市、金山町、最上町、鮭川村、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市

○福島県（４市区町村）
会津若松市、喜多方市、川俣町、三春町

○茨城県（16 市区町村）
水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、神栖市、土浦市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、結城市

○栃木県（５市区町村）
小山市、栃木市、矢板市、那須塩原市、佐野市

○群馬県（４市区町村）
前橋市、榛東村、吉岡町、玉村町

○埼玉県（６市区町村）
戸田市、白岡市、蕨市、熊谷市、深谷市、久喜市

○千葉県（９市区町村）
八千代市、柏市、流山市、佐倉市、成田市、山武市、睦沢町、袖ケ浦市、鴨川市

○東京都（６市区町村）
品川区、渋谷区、杉並区、板橋区、日野市、狛江市

○神奈川県（４市区町村）
藤沢市、大磯町、秦野市、茅ヶ崎市

○新潟県（21 市区町村）
上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町

○富山県（10 市区町村）
高岡市、射水市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、朝日町、富山市

○石川県（５市区町村）
小松市、かほく市、野々市市、志賀町、穴水町

○福井県（11 市区町村）
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、美浜町、若狭町

○山梨県（８市区町村）
甲府市、南アルプス市、昭和町、山梨市、甲州市、市川三郷町、富士川町、都留市

○長野県（10 市区町村）
長野市、飯島町、佐久穂町、麻績村、飯田市、飯山市、塩尻市、須坂市、千曲市、松本市

○岐阜県（25 市区町村）
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、関ヶ原町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、中津川市、高山市、飛騨市

○静岡県（３市区町村）
沼津市、焼津市、藤枝市

○愛知県（12 市区町村）
一宮市、江南市、春日井市、豊明市、北名古屋市、大府市、常滑市、阿久比町、岡崎市、みよし市、豊田市、田原市

○三重県（４市区町村）
菰野町、四日市市、志摩市、大台町

○滋賀県（８市区町村）
彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

○京都府（３市区町村）
舞鶴市、福知山市、宇治田原町

○大阪府（５市区町村）
豊中市、箕面市、守口市、大東市、岸和田市

○兵庫県（11 市区町村）
尼崎市、伊丹市、三田市、猪名川町、丹波篠山市、高砂市、稲美町、播磨町、加東市、多可町、姫路市

○奈良県（11 市区町村）
大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平郡町、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

○和歌山県（１市区町村）
かつらぎ町

○鳥取県（１市区町村）
鳥取市

○島根県（１市区町村）
益田市

○岡山県（４市区町村）
玉野市、備前市、早島町、和気町

○広島県（６市区町村）
福山市、海田町、安芸高田市、三原市、府中市、三次市

○山口県（７市区町村）
下関市、山口市、萩市、防府市、光市、美祢市、周南市

○徳島県（３市区町村）
徳島市、小松島市、美馬市

○香川県（５市区町村）
東かがわ市、三豊市、高松市、宇多津町、琴平町

○愛媛県（４市区町村）
新居浜市、松山市、松前町、大洲市

○高知県（４市区町村）
南国市、土佐清水市、土佐町、越知町

○福岡県（３市区町村）
宇美町、宗像市、豊前市

○佐賀県（３市区町村）
佐賀市、多久市、基山町

○長崎県（５市区町村）
長崎市、大村市、長与町、川棚町、波佐見町

○熊本県（12 市区町村）
水俣市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、高森町、西原村、氷川町、湯前町、
水上村、玉名市

○大分県（３市区町村）
豊後大野市、国東市、由布市

○宮崎県（４市区町村）
宮崎市、国富町、高鍋町、小林市

○鹿児島県（６市区町村）
鹿児島市、枕崎市、南さつま市、薩摩川内市、知名町、与論町

○沖縄県（２市区町村）
宜野座村、南城市

＜政令指定都市＞（15 市）
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

【合同部活動の推進に関する実証事業】
○栃木県・那珂川町
○神奈川県・秦野市
○富山県・南砺市
○岐阜県・飛騨市、北方町
○滋賀県・長浜市
○京都府・福知山市
○大阪府・泉大津市
○兵庫県・西宮市、三田市
○奈良県・生駒市
○鳥取県・南部町
○島根県・雲南市
○岡山県・総社市、高梁市、岡山市
○香川県・東かがわ市、善通寺市
○佐賀県・白石町
○熊本県・玉名市
○大分県・豊後大野市

【短時間で効果的な活動の推進に関する実証事業】
○沖縄県・渡嘉敷村

令和5年度　文化部活動の地域移行等に向けた実証事業　一覧表

	都道府県・指定都市	市区町村
1	北海道	①蘭越町　②遠軽町
2	宮城県	①角田市
3	秋田県	①大仙市　②大館市
4	山形県	①山形市　②中山町　③小国町
5	福島県	①石川町
6	茨城県	①ひたちなか市　②茨城町
7	栃木県	①佐野市
8	群馬県	①邑楽町　②前橋市
9	埼玉県	①白岡市
10	東京都	①日野市　②渋谷区
11	神奈川県	①秦野市
12	新潟県	①妙高市　②胎内市　③佐渡市
13	富山県	①朝日町　②小矢部市　③砺波市　④富山市
14	石川県	①金沢市
15	福井県	①敦賀市　②大野市　③越前市
16	長野県	①飯田市　②長野市　③松本市　④千曲市
17	岐阜県	①岐阜市　②各務原市　③本巣市　④関ケ原町　⑤安八町　⑥七宗町　⑦東白川村　⑧中津川市
18	静岡県	①焼津市
19	愛知県	①日進市　②稲沢市　③犬山市　④愛西市　⑤常滑市　⑥岡崎市　⑦幸田町　⑧蒲郡市
20	三重県	①菰野町　②四日市市
21	滋賀県	①長浜市　②竜王町
22	京都府	①精華町
23	大阪府	①大東市　②泉大津市
24	兵庫県	①尼崎市　②加古川市　③稲美町　④播磨町
25	奈良県	①生駒市　②下市町
26	島根県	①雲南市
27	岡山県	①玉野市　②備前市　③和気町
28	山口県	①美祢市　②防府市
29	徳島県	①徳島市
30	香川県	①東かがわ市　②高松市　③三豊市
31	福岡県	①中間市
32	長崎県	①新上五島町
33	熊本県	①南関町　②高森町
34	大分県	①竹田市
35	宮崎県	①宮崎市　②小林市
36	鹿児島県	①与論町
37	さいたま市	

令和5年度　文化部活動の地域移行等に向けた実証事業　一覧表

	都道府県・指定都市	市区町村
38	千葉市	
39	川崎市	
40	横浜市	
41	新潟市	
42	大阪市	
43	岡山市	
44	北九州市	

実証事業　実施市町村　令和５年度当初計画一覧表

	玉野市	備前市	和気町	早島町
対象中学校	7 中学校 1,152 名	5 中学校 603 名	2 中学校 262 名	1 中学校 378 名
対象活動 学校部活動	陸上部、野球部、吹奏楽部	陸上競技部、サッカー部、剣道部、アーチェリー部、ゆるスポ、吹奏楽部	野球部、ソフトテニス部、陸上競技部、武道（剣道）部、卓球部、吹奏楽部（同好会）	軟式野球部、ソフトテニス部、剣道部、卓球部、サッカー部、バレーボール部、バスケットボール部、吹奏楽部
地域クラブ活動	陸上、野球、吹奏楽、自転車、ボルダリング	運動（詳細未定）、ゆるスポ、吹奏楽	野球、ソフトテニス、陸上競技、卓球、ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ、吹奏楽、剣道	軟式野球、ソフトテニス、剣道、卓球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ、少林寺、吹奏楽
地域移行の形態	合同部活動→拠点校方式	合同部活動→拠点校方式	部活動指導員→指導者派遣方式＋総合型地域 SC	部活動指導員→指導者派遣方式
活動場所の確保	学校施設、公民館	学校施設、社会体育施設	学校施設、文化ホール、公民館	学校施設、社会体育施設、文化ホール
生徒移動手段の検討	各自、バス、保護者	各自、バス	各自、バス	各自
持続可能な運営に向けた検討	スポンサー募集 受益者負担	市費でコーディネーター配置 受益者負担	受益者負担 総合型地域 SC への委託	受益者負担
地域移行までの工程 フェーズ１	実態把握と方向性検討 <令和5年3月完了> ・アンケート調査	実態把握と方向性検討 <令和5年3月完了> ・ゆるスポ教室の開催	実態把握と方向性検討 <令和5年3月完了> ・団体等と個別協議	実態把握と方向性検討 <令和5年3月完了> ・アンケート調査
地域移行までの工程 フェーズ２	休日の地域クラブ活動 <令和6年3月完了予定> ・保険会社との提携 ・生徒輸送手段の確保	休日の地域クラブ活動 <令和6年3月完了予定>	休日の地域クラブ活動 <令和6年3月完了予定> ・クラブに部活動未設置の活動設置	休日の地域クラブ活動 <令和6年3月完了予定> ・施設開放の条例の検討
地域移行までの工程 フェーズ３	一部平日の地域クラブ活動 <令和7年3月完了予定> ・町おこしとしてのPR ・クラブ連絡ツールの運用開始	一部平日の地域クラブ活動 <令和7年末目安>	休日部活動の地域への完全移行 <令和6年度末目安> ・一部平日の地域移行 ・ニーズに合わせた地域クラブ活動の種目・分野の検討	地域クラブ活動への完全移行 <令和6年度中> ・平日も含めて地域移行
地域移行までの工程 フェーズ４	地域クラブ活動への完全移行 <令和7年4月目標> ・地域クラブセンターによる運営	地域クラブ活動への完全移行 <未定>	平日も含めた部活動の地域への完全移行 <未定>	

（玉野市）　部活動の地域移行等に向けた実証事業　令和５年度当初計画

1 対象校・活動

○対象中学校

対象中学校数	対象中学校の生徒総数（R5.5.1）
７校	１，１５２名

○対象活動

学校部活動	実施団体
①陸上部 ②野球部 ③吹奏楽部	① ② ③　バンド
④自転車　⑤ボルダリング	④　⑤

2 関係団体・組織図

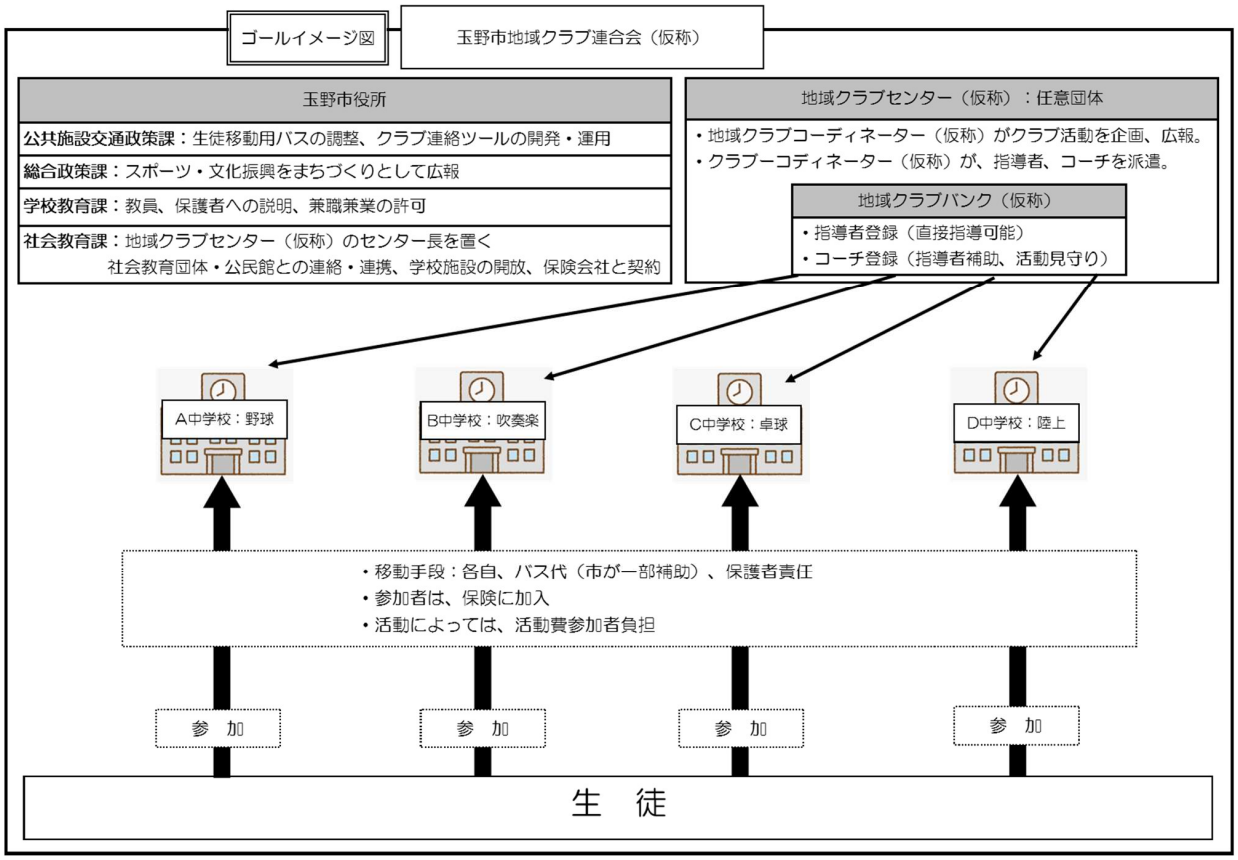

3 運営形態

市区町村運営型（任意団体設立型）

4 令和5年度の国委託費以外の収入

保険料の保護者負担

5 地域移行までの工程

フェーズ1 **実態把握と方向性検討** **令和5年3月完了**	・教員・保護者・生徒へのアンケート調査 ・関係団体・機関との連携・協力 ・地域移行協議会の設置 ・現状把握と課題の整理 ・地域移行の在り方の方向性の検討 ・予算確保

↓

フェーズ2 **休日の地域クラブ活動** **令和6年3月完了予定**	・本事業名の仮決定　・会場確保・生徒輸送手段の確保 ・対象中学校、対象部活動の選定 ・教員・保護者・生徒への説明 ・希望する教員の兼職兼業の許可 ・受益者負担の検討　　・保険会社との提携 ・指導者の配置、休日の部活動の地域クラブ活動の開始

↓

フェーズ3 **一部平日の地域クラブ活動** **令和7年3月完了予定**	・スポンサーを募り継続的な運営経費の確保 ・町おこしとしての PR（イメージキャラクター：弁理士） ・一部平日活動開始 ・活動の種目・分野の検討 ・クラブ連絡ツールの運用開始

↓

フェーズ4 **地域クラブ活動への完全移行** **令和7年4月目標**	・生徒への活動連絡、学校と指導者との連携手段確立。 ・地域クラブセンターの単独運営 ・クラブ連絡ツールの確立 ・財源の確保（受益者負担の軽減を念頭） ・円滑な活動の確保

6 担当部署(問合せ先)

バス輸送、地域クラブ連絡システムの開発	公共施設交通政策課（0863-32-5547）
まちづくりについて	総合政策課（0863-32-5505）
学校部活動、教員の兼職兼業について	教育委員会学校教育課（0863-32-5575）
社会教育団体、公民館について、施設の減免について、保険会社について、その他	教育委員会社会教育課（0863-32-5577）

7　玉野市の部活動（R4 末）

中学校名	スポーツ（人数）	文化（人数）
宇野中	軟式野球：２７ 陸上競技：２３ ソフトテニス：３７ バレーボール（女子）：１９ バスケットボール：４８ 卓球：３１ 剣道：８ サッカー：１５	吹奏楽：２７ 美術：２９ 茶道：６
玉中	陸上競技：１２ ソフトテニス：３１ バレーボール（女子）：１３ バスケットボール（男子）：２４ 卓球：１１	吹奏楽：５ 美術：１１ ボランティア：６
日比中	ソフトテニス（女子）：２０ バレーボール（男子）：９ バスケットボール（男子）：２１ 卓球：３０	吹奏楽：１８
山田中	軟式野球：２ ソフトテニス：１４ バレーボール（女子）：３ 卓球：１８	総合文化：６
荘内中	軟式野球：３ 陸上競技：２０ ソフトテニス：４０ バレーボール（女子）：１１ バスケットボール：４０ 卓球：１２ サッカー：８	吹奏楽：１６ 美術：２２ デジタル活用：３６
八浜中	軟式野球：５ 陸上競技：３９ ソフトテニス：２２ バレーボール（女子）：６ 卓球：２４	総合文化：１３
東児中	軟式野球：７ ソフトテニス：１８ バレーボール（女子）：１１　卓球：２３	

（備前市）　部活動の地域移行等に向けた実証事業　令和５年度当初計画

１ 対象校・活動

○対象中学校

対象中学校数	対象中学校の生徒総数（R5.5.1）
５校	603 名

○対象活動

学校部活動	地域クラブ活動
陸上競技部、サッカー部、剣道部、 アーチェリー部、吹奏楽部、 ゆるスポ、	総合型地域スポーツクラブ（運動） スポーツ少年団（運動） 環太平洋大学（ゆるスポ） 備前ブラスバンドクラブ（吹奏楽）

２ 関係団体・組織図

行政サイド	地域団体サイド
地域移行課 部活動の地域移行を推進、生徒輸送バスの調整	地域スポーツクラブ 市スポーツ協会 市文化協会
小中一貫教育課 兼職兼業の許可、教員、保護者、生徒への説明	
スポーツ振興課 学校施設の開放	指導者登録 指導者派遣

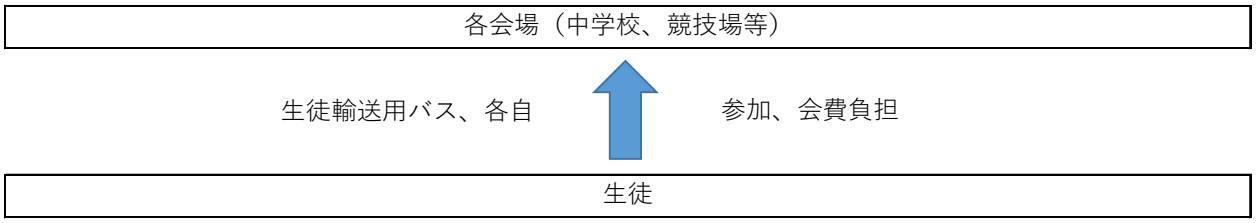

３ 運営形態

地域団体運営型

４ 令和5年度の国委託費以外の収入

コーディネーター配置を市費で負担

5 地域移行までの工程

フェーズ1 **実態把握と方向性検討** **令和5年3月完了**	・関係団体・機関との連携・協力 ・地域移行検討会議の開催 ・現状把握と課題の整理 ・地域移行の在り方の方向性の検討 ・予算確保、対象部活動の選定 ・ゆるスポ教室の開催

↓

フェーズ2 **休日の地域クラブ活動** **令和6年3月完了予定**	・会場確保・生徒輸送手段の確保 ・教員・保護者・生徒への説明 ・希望する教員の兼職兼業の許可（労基法適用？） ・受益者負担の検討 ・指導者の募集、登録 ・休日の部活動の地域クラブ活動の開始

↓

フェーズ3 **一部平日の地域クラブ活動** **令和7年度末目安**	・一部平日の地域クラブ活動への移行を検討

↓

フェーズ4 **地域クラブ活動への完全移行** **未定**	・未定

6 担当部署（問合せ先）

バス輸送について　…地域移行課（0869-64-1894）
学校部活動、教員の兼職兼業について　…小中一貫教育課（0869-64-1840）
施設の減免について　…スポーツ振興課（0869-63-3813）

（早島町）　部活動の地域移行等に向けた実証事業　令和５年度当初計画

1 対象校・活動

〇対象中学校

対象中学校数	対象中学校の生徒総数（R5.5.1）
１校	３７８名

〇対象活動

学校部活動	地域クラブ活動
軟式野球部、ソフトテニス部、剣道部、卓球部、サッカー部、バレーボール部、バスケットボール部、吹奏楽部	総合型地域スポーツクラブ（左記の運動部活動）、吹奏楽スポーツ少年団（ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ、少林寺）

2 関係団体・組織図

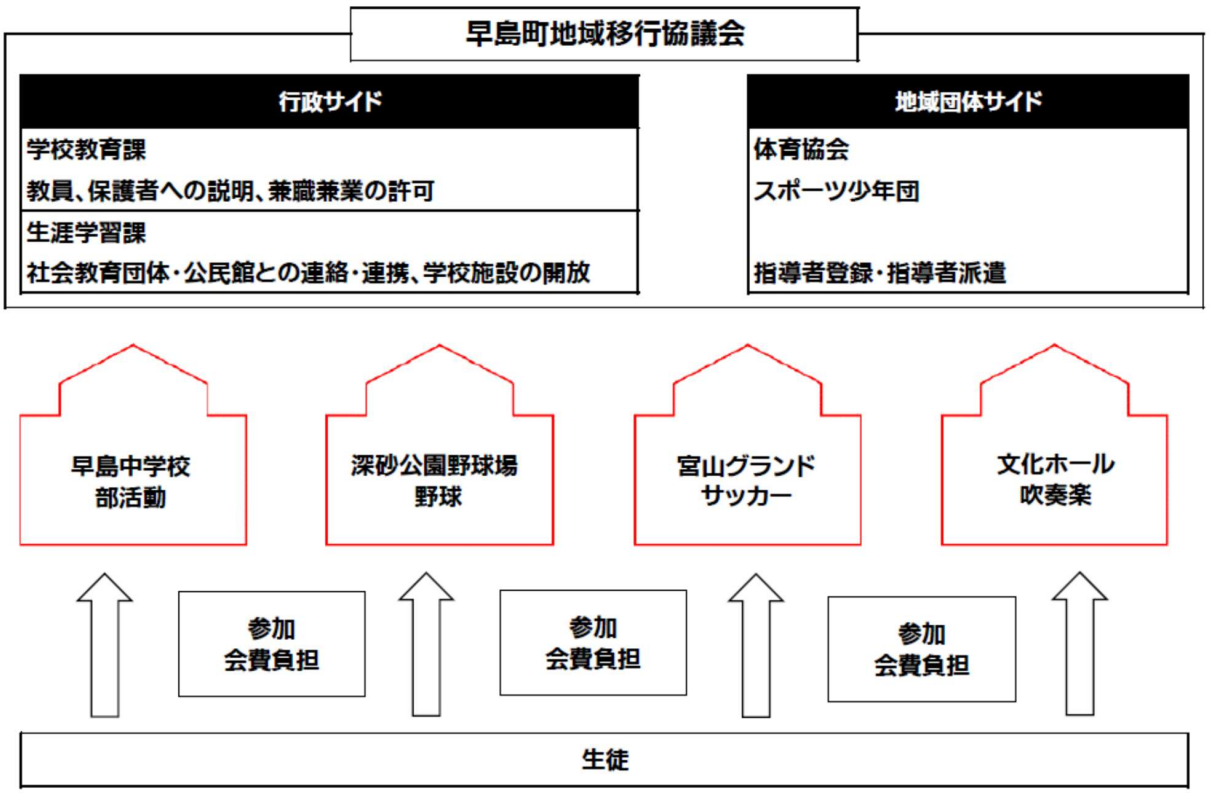

3 運営形態

市区町村運営型、総合型地域スポーツクラブ運営型、民間団体運営型を検討中

4 令和5年度の国委託費以外の収入

保険料の保護者負担

5 地域移行までの工程

フェーズ1 **実態把握と方向性検討** **令和5年3月完了**	・ 教員・保護者・生徒へのアンケート調査 ・ 関係団体・機関との連携・協力 ・ 現状把握と課題の整理 ・ 地域移行の在り方の方向性の検討 ・ 予算確保 ・ 対象中学校、対象部活動の選定 ・ 教員への説明 ・

↓

フェーズ2 **休日の地域クラブ活動** **令和6年3月完了予定**	・ 地域移行協議会の設置 ・ 教員・保護者・生徒への説明 ・ 希望する教員の兼職兼業の許可 ・ 受益者負担の検討 ・ 一部休日の部活動の地域クラブ活動の開始 ・ ニーズに合わせた地域クラブ活動の種目・分野の検討 ・ 施設開放の条例の検討

↓

フェーズ3 **地域クラブ活動への完全移行** **令和6年度中に**	・ 平日・休日の地域クラブ活動への移行

6 担当部署（問合せ先）

学校部活動、教員の兼職兼業について　…学校教育課（086-483-2211）
社会教育団体、公民館について　…生涯学習課（086-482-1511）

（和気町）　部活動の地域移行等に向けた実証事業　令和５年度当初計画

1 対象校・活動

○対象中学校

対象中学校数	対象中学校の生徒総数（R5.5.1）
２校	262 名

○対象活動

学校部活動	地域クラブ活動
野球部、ソフトテニス部、陸上競技部、武道（剣道）部、卓球部、、吹奏楽部（吹奏楽同好会）	総合型スポーツ和気クラブ（野球、ソフトテニス、陸上競技、卓球、バドミントン、吹奏楽） 和気町スポーツ少年団（剣道）

2 関係団体・組織図

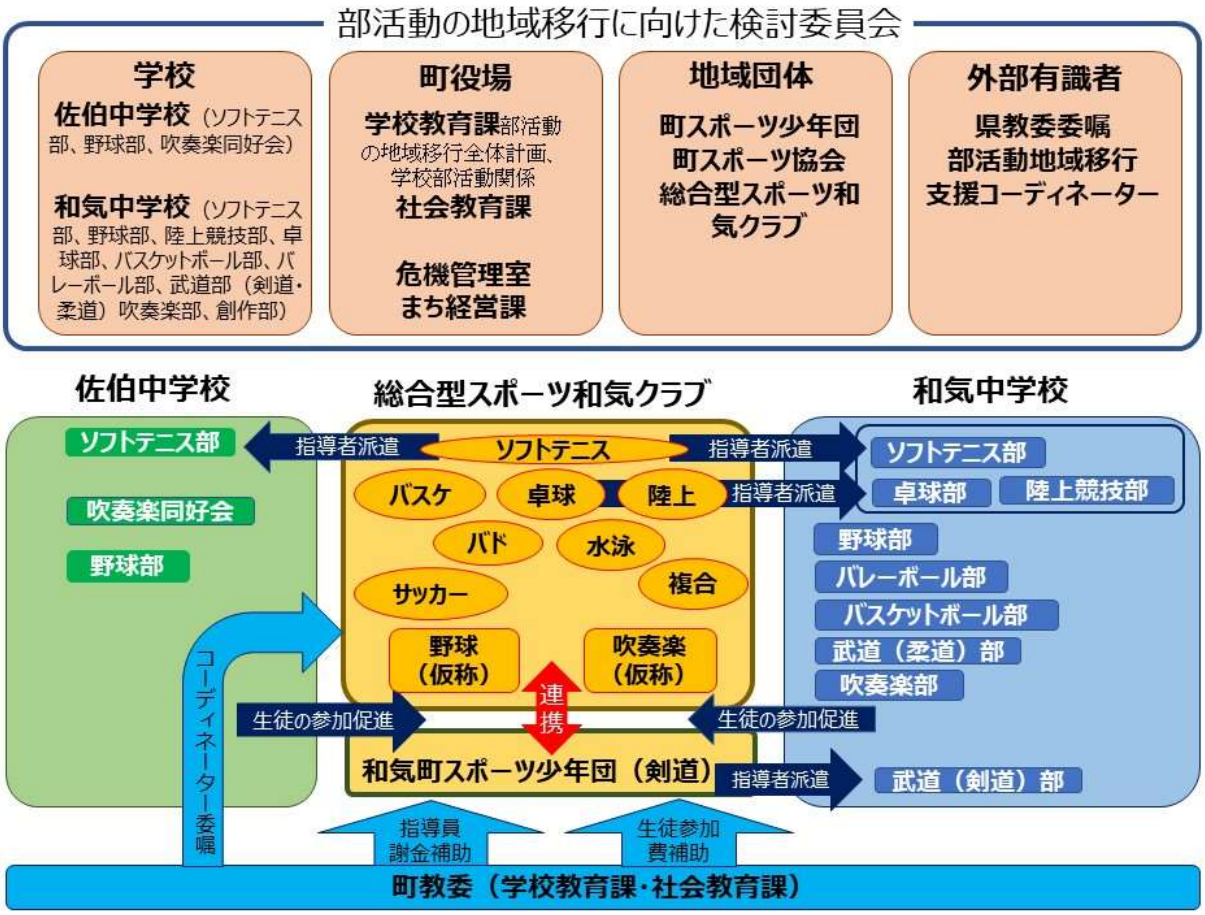

3 運営形態

総合型地域スポーツクラブ運営型、スポーツ少年団運営型

4 令和5年度の国委託費以外の収入

総合型スポーツ和気クラブ、スポーツ少年団への中学生参加費（保護者負担）

5　地域移行までの工程

フェーズ1 **実態把握と方向性検討** **令和5年3月完了**	・ 部活動の地域移行に向けた検討委員会設置 ・ 関係団体・機関との連携・協力 ・ 現状把握と課題の整理 ・ 受け皿となる団体及び指導者と中学校長、部活動顧問との個別協議 ・ 予算確保
フェーズ2 **休日の地域クラブ活動開始** **令和6年3月完了予定**	・ 対象部活動の選定 ・ 対象部活動とクラブとの連携（クラブ指導者を部活動指導員として学校部活動へ派遣） ・ 保護者・生徒への説明（クラブの活動周知チラシ配付） ・ クラブに部活動未設置スポーツ（バドミントン）設置 ・ 部活動設置活動（吹奏楽）の受け皿設置 ・ 生徒輸送手段の確保に向けた検討 ・ 受益者負担の検討 ・ 休日の部活動の地域クラブ活動の開始

フェーズ3 **休日部活動の地域への完全移行** **令和６年度末目安**	・ 休日部活動の地域への完全移行（Ｒ５年度入学生徒が中３になるタイミング） ・ 継続的な運営経費の確保 ・ 一部平日の部活動の地域クラブ活動への移行 ・ ニーズに合わせた地域クラブ活動の種目・分野の検討

フェーズ4 **平日も含めた部活動の地域への完全移行** **未定（R）**	・ 生徒は、学校の授業終了後、学校施設を開放した地域クラブ活動に参加するか、地域の施設等での地域クラブ活動に参加 ・ 生徒は、町営バスか、自転車で活動場所に移動 ・ 生徒は（保護者）は参加費を払い、活動に参加 ・ 地域住民等は報酬を得て、参加者に対する指導を実施

６ 担当部署(問合せ先)

部活動の地域移行全体計画、学校部活動関係
…学校教育課（0869-88-1115）

総合型スポーツ和気クラブ、スポーツ少年団関係
…社会教育課スポーツ振興係（0869-93-3592）

町文化連盟、公民館関係　…和気町中央公民館（0869-93-1237）
社会教育課（0869-88-9110）

町営バス運行関係　…総務課危機管理室（0869-93-1123）

指導員確保関係（移住者等への啓発）
…まち経営課移住推進室（0869-92-4633）

「部活動の地域移行」推進事業 地域移行支援アドバイザー派遣実施要項

１　目的

学校部活動における休日の部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（以下「地域移行」という。）に向け、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むため、地域移行支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱し、市町村及び研究拠点校における地域移行を実現するための方策の検討や課題解決に向けた取組を支援する。

２　アドバイザーの業務について

（１）派遣による支援

ア　市町村等からの派遣依頼を受け、市町村主催の協議・検討会に参加し、各種課題の解決方策や地域の実情に応じた地域移行の進め方等について助言する。

イ　市町村からの派遣依頼の有無にかかわらず、必要に応じ、市町村を支援する。

（２）実証研究連絡会への参画

ア　県教委が主催する連絡会に参加し、国の動向や拠点校における優れた取組成果を地域に展開し、全市町村において取組を促進する。

イ　地域の関係団体との連携の推進について助言する。

（３）その他、地域移行の推進に係る業務

３　上記２（１）の派遣方法等について

（１）派遣対象

市町村等単位（上限３回程度）

（２）アドバイザーの活動回数

原則、年間一人１０回程度

（３）派遣手続

ア　実施前

・　派遣を希望する市町村は、派遣希望日の１ヶ月以上前までに「派遣希望日時（複数日が望ましい）」、「内容」について保健体育課へ連絡する。（電話連絡可）

・　保健体育課は、アドバイザーとの調整後、派遣可能日時を派遣希望する市町村へ連絡する。

・　派遣が可能な場合、市町村は派遣申請書（様式１）を作成し、保健体育課へ提出する。

イ　実施後

・　市町村は、実施後１ヶ月以内に、実施報告書（様式２）を保健体育課へ提出する。

（４）その他

・　「様式１」及び「様式２」については、県保健体育課ＨＰからダウンロードする。

４　経費について

- 上記２のアドバイザーの業務に要する謝金及び旅費については、県教委の負担とする。
- 謝金単価は、１日当たり 11,500 円とする。
- 旅費は、岡山県職員等の旅費に関する条例により算出された額とする。
- 上記２（１）の業務に要する謝金及び旅費については、実績報告書（様式２）等に基づき、アドバイザーに支払う。

５　アドバイザーの委嘱について

（１）大学教授等、学校体育及び地域スポーツ・文化芸術に知見を有する者のうちから、県教委が適当と認める者をアドバイザーとして６名程度委嘱する。

（２）委嘱は、県教委が委嘱状を交付して行う。

（３）委嘱期間は、委嘱した日から、令和６年３月８日までとする。

【本件担当】
岡山県教育庁保健体育課　学校体育班
指導主事（主幹）宮崎　准二
E-mail:jiyunji_miyazaki@pref.okayama.lg.jp　TEL:086-226-7592

地域移行支援アドバイザー名簿

氏　　名	役　　職
髙岡　敦史	岡山大学大学院教育学研究科准教授
三宅　厚自	きよねスポーツくらぶゼネラルマネージャー
向井　　彰	倉敷市スポーツ推進委員
白井　福美	玉野市スポーツ推進委員
松下　　誠	しらうめスポーツクラブ事務局次長/クラブマネージャー
長尾　政則	真庭市スポーツ推進委員